



## 「好奇心を失わない」

代表取締役社長 高橋 雷太

春4月、街には新入学の学生さんや新社会人とおぼしき人々が新たな学校や職場に向かう姿が多くみられます。早いと言われた桜の開花でしたが、いつも桜の季節は寒い雨も暖かい雨もあり、結局は入学式の日を迎えました。

去年の今頃は、チャットGPTという代物が出始め、AIが何でも回答してくれるという時代が始まるという話をしましたが、今はさらに進んでAIの画像処理能力も上がり、プレゼンテーションツールまで自動作成してくれる、さらには映像コンテンツまで作成してくれるような時代に入ってきました。

チャットGPTをはじめ、さまざまな新たな代物が登場し、それなりに人生経験を積んだ人間にとっては、とてもついていけない…と思うことしばしばで、旧来の手法こそが正論であるとしても考えがちですが、そこを一步踏み超えて、「それってどんなふうにするの?」「どんなことができるの?」と扉を開けてみると、新たな気づきも生まれることも数多くあります。

かの福沢諭吉は幼い頃、神さまの本体とは果たしていかなるものであろうかと思い、お稲荷さんの石戸を開けて中を見たそうです。中にはただの石が入っており、これを打ち捨てたらどうなるかと試してみたが、なにもかわらず神罰も起きなかった…という話が残っています。これはいささか度が過ぎているかもしれませんが、「好奇心」の発露といえましょう。

いくつになっても好奇心を忘れず試してみる。発明とか発見というのはその繰り返しの中から生まれてくるものであり、我々の日常の業務も小さな発見の繰り返しで業務の改善や生産性の向上につながるのだと思います。ともするとこれまでどおりにしておけば無難…という思考に流れがちですが、高齢化が進む我が国にとってひとりひとりが好奇心を持ち続け、試行錯誤を繰り返してチャレンジすることこそがとても重要なことではないかと思えます。

4月、新入学生や新社会人のスタートの時期にあたり、私も改めて好奇心とチャレンジスピリットを持ち続けようと思っております。



## 「賃上げ促進税制」のポイント

賃上上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、賃上げ税制促進の強化が行われます。

今回、地域の良質な雇用を支える「中堅企業」の新たな枠が創設されました。また、子育てとの両立・女性活躍に積極的な企業については、税額控除が上乘せできる枠も創設されました。

大企業・中堅企業

全雇用者の給与等の増加額の**最大35%**を税額控除

中小企業

全雇用者の給与等の増加額の**最大45%**を税額控除

〈適用期間:令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度〉  
(個人事業主は、令和7年から令和9年までの各年が対象)

	必須要件(賃上げ要件)	上乘せ要件① 教育訓練費	上乘せ要件②(新設) 子育てとの両立・女性活躍支援							
大企業向け	●適用対象:青色申告書を提出する全企業又は個人事業主	前年度比+10% ⇒ 税額控除率を5%上乘せ	プラチナくるみん or プラチナえるぼし ⇒ 税額控除率を5%上乘せ							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>継続雇用者の給与等支給額(前年度比)</th> <th>税額控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>+3%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>+4%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>+5%(新設)</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>+7%(新設)</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table>			継続雇用者の給与等支給額(前年度比)	税額控除率	+3%	10%	+4%	15%	+5%(新設)
継続雇用者の給与等支給額(前年度比)	税額控除率									
+3%	10%									
+4%	15%									
+5%(新設)	20%									
+7%(新設)	25%									
中堅企業向け (新設)	●適用対象:青色申告書を提出する従業員数2,000人以下の企業又は個人事業主 (その企業及びその企業との間にその企業による支配関係がある企業の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。)	前年度比+10% ⇒ 税額控除率を5%上乘せ	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上 ⇒ 税額控除率を5%上乘せ							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>継続雇用者の給与等支給額(前年度比)</th> <th>税額控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>+3%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>+4%</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table>			継続雇用者の給与等支給額(前年度比)	税額控除率	+3%	10%	+4%	25%	
継続雇用者の給与等支給額(前年度比)	税額控除率									
+3%	10%									
+4%	25%									
中小企業向け	●適用対象:青色申告書を提出する中小企業者等(資本金1億円以下の法人、農業協同組合等)又は従業員数1,000人以下の個人事業主	前年度比+5% ⇒ 税額控除率を10%上乘せ	くるみん以上 or えるぼし二段階目以上 ⇒ 税額控除率を5%上乘せ							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>全雇用者の給与等支給額(前年度比)</th> <th>税額控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>+1.5%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>+2.5%</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table>	全雇用者の給与等支給額(前年度比)			税額控除率	+1.5%	15%	+2.5%	30%		
全雇用者の給与等支給額(前年度比)	税額控除率									
+1.5%	15%									
+2.5%	30%									

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越が可能(新設)

プラチナくるみん制度・プラチナえるぼし認定などの取得方法については、厚生労働省のHPをご確認ください。



「次世代育成支援対策推進法」に基づく認定制度。一般事業主行動計画の策定・届け出を行った事業主のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が「くるみん認定企業」「プラチナくるみん認定企業」「トライくるみん認定企業」として認定します。不妊治療と仕事との両立支援に取り組む企業を認定する「プラチナ」認定制度も始まりました。

プラチナくるみん認定  
くるみん認定はこちら



「女性活躍推進法」に基づく認定制度。一般事業主行動計画の策定・届け出を行った事業主のうち、女性の活躍推進のための取り組みの実績状況が優良な企業を厚生労働大臣が「えるぼし認定企業」や「プラチナえるぼし認定企業」として認定します。

プラチナえるぼし認定  
えるぼし認定はこちら



## 4月の税務

- 3月分源泉所得税・住民税の納付(4/10期限)
- 2月決算法人の確定申告と納税(4/30期限)
- 8月決算法人の中間申告と納税(4/30期限)

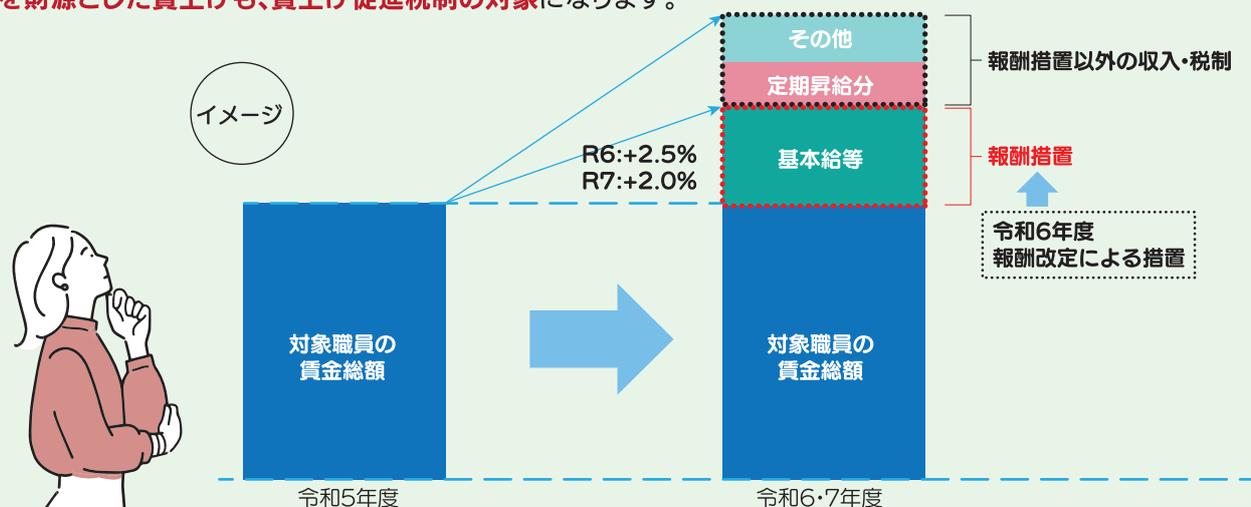
- 軽自動車税の納付(4/30期限)
- 所得税振替日4月23日(火)
- 個人事業者の消費税振替日4月30日(火)



～医療従事者の賃上げの加算措置と賃上げ税制の活用について～

厚生労働省は、令和6年度の診療報酬改定で、看護職員、病院薬剤師やその他の医療関係職種について、特例的な上乘せ点数を創設しました(改定率+0.61%)。また、40歳未満の勤務医や事務職員、歯科技工士等で従事する者の賃上げに資する措置も引き上げます(改定率+0.28%)。

令和6年度に+2.5%、令和7年度に+2.0%のベースアップを実施し、定期昇給なども合わせて、**昨年を超える賃上げの実現**を目指します。国は、これに加えて、**賃上げ税制を組み合わせること**により、達成を目指して欲しい旨のメッセージを出しています。**看護職員処遇改善評価料を財源とした賃上げも、賃上げ促進税制の対象**になります。



具体的なスケジュールについては以下です。

- STEP 1** 賃金引き上げの計算の作成
- STEP 2** 計画に基づく労使交渉等
- STEP 3** 計画に基づく給与規程の改正
- STEP 4** 施設基準の届出及び期中の区分変更の届出
- STEP 5** 賃上げ状況の報告(令和6年度・令和7年度)

厚生労働省の  
ベースアップ評価料計算  
支援ツールにより、賃上げに  
ついて試算できます。  
ご利用ください。



【参考資料】 経済産業省 中小企業庁「賃上げ税制について」財務省「令和6年税制改正の大綱の概要」厚生労働省「3つの認定制度のご案内」厚生労働省「令和6年度診療報酬改定と賃上げについて」

[担当：有川順子]

5月の税務

- 4月分源泉所得税・住民税の納付(5/10期限)
- 3月決算法人の確定申告と納付(5/31期限)
- 9月決算法人の中間申告と納付(5/31期限)
- 所得税延納分の最終納付(5/31期限)
- 自動車税の納付(5/31期限)
- 固定資産税第1期分の納付(5/31期限)

6月の税務

- 5月分源泉所得税・住民税の納付(6/10期限)
- 4月決算法人の確定申告と納税(7/1期限)
- 10月決算法人の中間申告と納税(7/1期限)



## 労働条件明示のルールが変更されます!

2024年4月1日から、使用者(企業)に要求される労働契約の締結・更新時における労働条件明示事項が下記の通り、追加されることになりました。また、労働者の募集や職業紹介事業者への求人の申込みの際に明示すべき労働条件も同様に追加されております。

今一度、労働条件通知書等や求人案内の確認をしてください。

明示のタイミング	新しく追加される事項
すべての労働契約の締結時 有期労働契約の更新時	① 就業場所・業務の変更の範囲
有期労働契約の締結時 有期労働契約の更新時	② 更新上限(通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容
無期転換ルールに基づく無期転換申込権が 発生する契約の更新時	③ 無期転換申込機会
	④ 無期転換後の労働条件

### 1 就業の場所・従事すべき業務の「変更の範囲」について

将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の内容を指しています。

例えば、業務内容が限定されている労働者については、雇入れ直後の内容と変更の範囲は同じ業務内容を記載します。

### 2 更新上限の明示

更新上限とは、有期労働契約の通算期間または更新回数の上限のことを指します。

例えば、「通算契約期間2年まで」「契約更新の回数3回まで」と明示することになります。

### 3 更新上限を新設・短縮する際の説明

有期労働契約の締結と契約更新において、次のいずれかの条件とする際、有期契約労働者に対し、有期労働契約の「更新上限を設ける理由」または「更新上限を短縮する理由」をあらかじめ説明することが必要になります。

- ① 最初の契約締結より後に、更新上限を新たに定める場合
- ② 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合



### 4 無期転換申込機会の明示、無期転換後の労働条件の明示

「無期転換を申し込む権利」が発生する契約更新のタイミングごとに、「無期転換を申し込むことができる旨」の明示が必要になります。また、同様のタイミングで、「無期転換後の労働条件の明示」も必要になります。

#### 無期転換ルールとは

同一の使用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えて更新された場合、労働者からの申込により、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できる制度(労働契約法第18条)。なお、2013年4月以降の有期労働契約が通算対象となります。

### 5 明示の方法

厚生労働省から左記のモデル労働条件通知書の改正イメージが公表されています。

← モデル労働条件通知書の改正イメージ(一部抜粋)

**イメージ** (一般労働者用；常用、有期雇用型)

労働条件通知書

	年 月 日
職 位	事業場名称・所在地 使用者 職 氏 名
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり( 年 月 日～ 年 月 日) ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の有無 [自動的に更新する・更新する場合があり得る・契約の更新はしない・その他( )] 2 契約の更新は次により判断する。 { 契約期間満了時の業務量 ・ 勤務成績、態度 ・ 能力 ・ 会社の経営状況 ・ 従事している業務の進捗状況 ・ その他( ) } 3 更新上限の有無(無・有(更新 回まで/通算契約期間 年まで)) 【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が5年を超える有期労働契約の締結の場合】 本契約期間中に会社に対して期間の定めのない労働契約(無期労働契約)の締結の申込みをしたときは、本契約期間の末日の翌日( 年 月 日)から、無期労働契約での雇用に転換することができる。この場合の本契約からの労働条件の変更の有無( 無 ・ 有(別紙のとおり) ) 【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 無期転換申込権が発生しない期間：Ⅰ(高度専門)・Ⅱ(定年後の高齢者) Ⅰ 特定有期業務の開始から完了までの期間( 年 月 日～ 年 月 日(上限10年)) Ⅱ 定年後引き続き雇用されている期間
就業の場所	(雇入れ直後) (変更の範囲)
従事すべき業務の内容	(雇入れ直後) (変更の範囲) 【有期雇用特別措置法による特例の対象者(高度専門)の場合】 ・ 特定有期業務( 開始日: 完了日: )

【参考資料】厚生労働省ウェブサイト

「モデル労働条件通知書」

【担当：別府かおり】

日頃お世話に  
なっている  
お客様をご紹介  
いたします。



# Customer Introduction

## お客様紹介

### 〔 しんやしきクリニック 〕



患者さん側に立ち、十分にお話を伺った上で、治療をすすめていきたいと考えております。

適切な治療を行うのはもちろんですが、一人一人のニーズに答えるような診療を心掛け、気軽に健康のことに対して相談できるようなクリニックを目指しています。

#### 脳神経内科

片頭痛、脳卒中、認知症など良く知られた疾患から、神経難病といわれるようなパーキンソン病、脊髄小脳変性症、多発性硬化症、重症筋無力症など幅広く診療します。頭痛、しびれ、めまい、ふらつきなど日常でよくみられるような症状を主に専門分野としております。

#### 発熱外来

一般の患者さんと接触がないよう、個室の待機場所を設けております。気軽に受診できるよう、インターネット予約も可能です。待ち時間がなるべくないよう配慮しております。

#### 一般内科

高血圧、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病の診療はもちろん、どこに相談していいのかわからない症状に対しても、窓口となれるようなクリニックを目指しております。

#### Information

院長 栄 良樹

〒892-0838

鹿児島市新屋敷町20-25-2 2階

TEL:099-201-6137 FAX:099-201-6147

<https://shinyashiki-clinic.jp>



### 〔 奈ほ美在宅クリニック 〕



2023年12月15日に始良市加治木町で開院いたしました。在宅療養を支えるクリニックです。

慢性疾患やがんなどを抱えている方、加齢に伴う機能低下と共に生活しておられる方々を対象としています。住み慣れたお家で大切な時間を無理なく、自分らしく過ごしていただけるよう支援いたします。

医師、看護師ともに専門的な緩和ケアの知識と経験、これまで患者様やご家族から学んだことをもとに、適切な症状緩和に努めます。また、対話を通じて治療方法やケア全体の目標を一緒に丁寧に考えていくことを大切にしたいと思っています。

私自身を育ててくれたこの地で、地域医療に貢献できますことを大変嬉しく感じており、忙しい日々ですがやり甲斐を感じております。

訪問看護やケアマネージャー等地域の多職種と連携を図りながら、患者さんやご家族の療養生活全般を支えていきたいと考えています。

院長 濱田 美奈子

#### Information

〒899-5215

始良市加治木町本町63

TEL:0995-73-6252 FAX:0995-73-6350

E-mail:[nahomi.cl.375@kna.biglobe.ne.jp](mailto:nahomi.cl.375@kna.biglobe.ne.jp)

診察時間	月 水	午前 9:00 ~ 12:00
	木 金	午後 13:00 ~ 17:00
休診日	火	新規依頼の相談に応じます。
	土 日 祝	休診

フェイス  
face

「推し活」

森山 睦子

今まで特に趣味もなく夢中になることもなく過ごしてきました。それが2年ぐらいい前から気になることがあり、それが夢中になることになり今は楽しみとなっています。

それは『推し活』です、以前からも言葉としてはあったので自分がそんなことをするとも思っていなかったのが気にもしませんでした。

『推し活』といってもできる範囲のことです。CD、DVD、雑誌などなど、いいなと思うものを集めています。後、聖地巡礼というものを先日楽しんできました。目的は別にあって時間があればあの場所とこの場所に行きたいとお願いしていたら一番の目的がついでという形となって聖地巡礼が主になって一緒に行動していた者たちも楽しんでいました。



舞台とかあったら見に行きたいのですが鹿児島ではないのでいろいろな人がインスタグラムでアップしているものを観て楽しんでいます。

今一番の目標はライブに行く!!です。一度でいいので行ってみたいと友達と話しています。今は本命以外のライブに行っていて楽しんでいます。

つれづれ草  
Tsurezuregusa

## 「旅先での楽しみ」

森 愛海



**趣** 味は何ですか?と人に聞かれたときに、旅行です!と答えられるくらいたくさん旅行に行くというのが、私の2023年の密かな目標でした。そう意気込んだ結果、1年間で青森、東京、愛知、京都、四国3県、福岡、熊本の計9都府県に行くことができ、目標は結構達成できたかなと満足しています。

私の旅先での楽しみは、主に美味しいごはんや自然巡り、観光、ショッピングで、最近ではホテルや旅館でゆっくり過ごすのも気に入っています。そして、時間があつたら必ず寄っているのが水族館です。港町に生まれ幼いころから海は身近な存在で、海の生き物と触れ合う機会が多かったこともあり、今でも海が大好きです。大学生の頃、久々にいおワールドに行ったら、とても楽しくて!子供の頃も楽しかったですが、大人になって知識が増えてから行く水族館ってこんなに楽しいんだと感動しました。それから旅先の水族館によく行くようになりました。

そんなこんなで全国の水族館に、そこそこ行ったことのある私のお気に入り水族館を紹介していきます。1つ目は千葉県の鴨川シーワールドで、なんといってもシャチのショーが圧巻です。(びしょ濡れになりますが。笑)日本でシャチが見られる水族館はここと、名古屋港水族館だけなのですが、個人的には鴨川シーワールドの方が好みでした。名古屋港水族館はシャチが悠々と泳いでいる姿を大水槽で見られるので、非常に甲乙つけがたいところではあるのですが…。2つ目は大阪府の海遊館です。構造が面白くて、最初に最上階まで上がってから下っていくようになって、縦に長い水槽が展示されており、上の階では水面に浮く水鳥などが、下ると同じ水槽の水中の様子が見られる造りになっています。マンボウやクリオネが見られるのも推しポイントです。3つ目は東京都のすみだ水族館です。ペンギンを見るならここです!屋内に大きなプールがあつてたくさんのペンギンたちが泳いだり歩いたりしてとても癒されます。ライトを使ったクラゲや金魚の展示もあつて幻想的な雰囲気も楽しめます。最後は沖縄県の美ら海水族館です。私が紹介するまでもなく有名すぎる水族館ですが、初めて行ったときの感動は忘れられません。小学生の頃に家族で行ったのですが、はしゃいで何周もしたのを覚えています。また皆で行ってみたい場所のひとつです。

コロナもすっかり落ち着いたようなので、今年もたくさん旅行に行つて、いつかは全国の水族館を制覇したいです。

編集  
後記

池田 涼葉

コロナウイルスの行動制限がなくなって、もうすぐ1年が経ちます。

色々なところに出かけられるようになって、以前より充実した日々を過ごせるようになったと思います。

今年は、今までできなかったことに挑戦したり、行けなかった場所に行ったり、去年より充実した楽しい毎を送りたいと思います。